

北見市からのお知らせです

住宅工コ改修補助事業 のご案内

北見市では、安全・安心で快適な住環境の整備を促進することを目的として、住宅の省エネ改修又はバリアフリー改修に係る工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。

●補助内容

- ・ **I. 省エネ改修工事** または **II. バリアフリー改修工事** に該当する工事を実施する方へ補助します。

I. 省エネ改修工事

■開口部や躯体等の断熱性を高める工事。

※2箇所以上の開口部(窓又はドア)の省エネ改修が必須。躯体・設備等の改修のみは対象外。

II. バリアフリー改修工事

■バリアフリー改修を行う工事。

【共通要件】裏面、「対象工事・基準額 一覧表」に掲げるものが補助対象となります。

●補助金額

※詳細につきましては、お問い合わせください。

- ・ **I. 省エネ改修工事** または **II. バリアフリー改修工事** の「改修工事費用(見積額)」の合計が30万円(消費税除く)以上のものに補助します。
- ・ 補助金額は、**補助対象工事費の20%とし、最大20万円を限度とします。**
「ZEHレベル」の省エネ改修工事を実施する場合に限り、**最大60万円を限度とします。**
(そのうち、バリアフリー改修工事は、最大20万円を限度とします。)
- ・ 補助対象工事費は、裏面「対象工事・基準額 一覧表」に掲げる「**基準額**」と「**改修工事費用(見積額)**」を比較して**いずれか少ない額の合計**とします。

●申請条件

※下記の他にいくつか条件がありますので、ご注意ください。

I. 省エネ改修工事

II. バリアフリー改修工事

【共通要件】

■対象となる者・住宅

- ・市内に存する住宅で、自ら所有し、居住していること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・空き住宅の場合は、自ら所有又は新たに取得し、改修工事後、自ら居住すること。
(ただし、建築後未入居は除く。)
- ・「北見市住宅改修補助事業」又は「北見市住宅工コ改修補助事業」において、過去に補助金の交付を受けている者・住宅でないこと。
- ・改修工事した部分について、10年間活用することを確約すること。等

■施工業者の条件

- ・市内建設業者(北見市競争入札参加資格者などの資格登録者)による工事であること。等

【注意要件】

- 市の**交付決定を受けた後**に工事請負契約を締結し、工事に着手すること。
(既に工事請負契約を締結し、工事に着手しているものは**対象となりません**。)
- 令和7年1月31日(金)までに完了報告書等を提出することができる工事であること。

●申請期間

令和6年8月21日(水)から8月27日(火)まで

※土日祝を除く8:45から17:30まで。※**先着順ではありません**。抽選を行います。予算が無くなり次第、終了します。

●申請方法

- ・交付申請書と添付書類を添えて、上記申請期間中に建築指導課へご提出ください。
※交付申請書は、北見市ホームページ、建築指導課、各総合支所建設課にご置きます。



二次元コードを読み込むことで北見市ホームページへ簡単にアクセスすることができます。

●お問い合わせ

北見市都市建設部建築指導課 安全推進係
〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1 本庁舎3階
TEL (0157) 25-1154 FAX (0157) 25-1207

対象工事・基準額 一覧表

I. 省エネ改修工事

※「I. 省エネ改修工事」を実施する場合、「【必須】1 開口部の省エネ改修」を2箇所以上の開口部について実施してください。
「【選択】2 躯体・設備等の省エネ改修」のみの改修は補助対象外。

【必須】1 開口部の省エネ改修 補助対象となる工事 (省エネ基準・ZEHの混在は不可。)		単位あたりの基準額 (補助金額ではありません)	
		省エネ基準レベル	ZEHレベル
(1) 内窓設置 (2) 外窓交換	【小】 窓の面積が 0.2㎡ 以上 1.6㎡ 未満	120,000 円 / 箇所	160,000 円 / 箇所
	【中】 窓の面積が 1.6㎡ 以上 2.8㎡ 未満	144,000 円 / 箇所	192,000 円 / 箇所
	【大】 窓の面積が 2.8㎡ 以上	184,000 円 / 箇所	248,000 円 / 箇所
(3) ガラス交換	【小】 ガラスの面積が 0.1㎡ 以上 0.8㎡ 未満	24,000 円 / 枚	24,000 円 / 枚
	【中】 ガラスの面積が 0.8㎡ 以上 1.4㎡ 未満	48,000 円 / 枚	72,000 円 / 枚
	【大】 ガラスの面積が 1.4㎡ 以上	72,000 円 / 枚	96,000 円 / 枚
(4) ドア交換	【小】 ドアの面積が 開戸 1.0㎡ 以上 1.8㎡ 未満 ドアの面積が 引戸 1.0㎡ 以上 3.0㎡ 未満	240,000 円 / 箇所	320,000 円 / 箇所
	【大】 ドアの面積が 開戸 1.8㎡ 以上、引戸 3.0㎡ 以上	272,000 円 / 箇所	360,000 円 / 箇所
※1 窓の面積は内窓もしくは外窓のサッシ枠の枠外寸法とします。内窓設置には内窓交換も含まれます。ガラスの面積はガラスの寸法とします。 ※2 ドアの面積は戸枠の枠外寸法とし、屋外から施錠できる建具を原則「ドア」とします。(屋外から施錠できない建具は、原則、「外窓」とします。) ※3 ZEHレベルは、熱貫流率1.90W/㎡・K以下に、省エネ基準レベルは、熱貫流率2.33W/㎡・K以下に適合するように施工するものとします。 ※4 ZEHレベルは、 改修後に耐震性が確保されることが必要です。 ※5 2箇所以上の開口部について改修工事を行ってください。 ※6 既に各項目に掲げる基準を満たしているものは対象外となります。			
【選択】2 躯体・設備等の省エネ改修 補助対象となる工事 (省エネ基準・ZEHの混在は不可。)		単位あたりの基準額 (補助金額ではありません)	
		省エネ基準レベル	ZEHレベル
(1) 屋根又は天井の改修工事	断熱材の区分が A～C のもの	53,000 円 / m ³	72,000 円 / m ³
	断熱材の区分が D～F のもの	91,000 円 / m ³	123,000 円 / m ³
(2) 壁の改修工事	断熱材の区分が A～C のもの	149,000 円 / m ³	201,000 円 / m ³
	断熱材の区分が D～F のもの	224,000 円 / m ³	302,000 円 / m ³
(3) 床の改修工事	断熱材の区分が A～C のもの	184,000 円 / m ³	245,000 円 / m ³
	断熱材の区分が D～F のもの	276,000 円 / m ³	368,000 円 / m ³
(4) 節水型トイレへの取替え	JIS A5207に規定する「節水Ⅱ形大便器」と同等以上の節水(洗浄水量が6.5ℓ以下であるもの)を有し、下記①～③のいずれかを満たすもの ①総高さ700mm以下に低く抑えていること ②背面にキャビネットを備え、洗浄タンクを内包していること ③便器ポウル内を除菌する機能を備えていること		110,000 円 / 箇所
(5) 高断熱浴槽への取替え	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること		416,000 円 / 箇所
(6) 節湯水栓への取替え	JIS B2061に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有するもの		57,000 円 / 箇所
※7 断熱材の区分... A～C区分: 熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035、D～F区分: 熱伝導率 (W/m・K) 0.034以下 ※8 省エネ基準レベルは、断熱等性能等級4に、ZEHレベルは、断熱等性能等級5に適合するように施工するものとします。 ※9 ZEHレベルは、 改修後に耐震性が確保されることが必要です。 ※10 基準への適合性については既存の断熱材分も見込んで判断いただいて差し支えありません。			

II. バリアフリー改修工事

補助対象となる工事		単位あたりの基準額 (補助金額ではありません)	
(1) 通路の拡幅	(1) 通路の幅を拡張する工事	166,100 円 / m ²	
	(2) 出入口の幅を拡張する工事	189,200 円 / 箇所	
(2) 階段の改良	階段の勾配を緩和する工事	585,000 円 / 箇所	
(3) 浴室の改良	浴室全体の改修工事を行うものとし、下記の①Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する工事と併せて、 ②Ⅰ～Ⅳの全てに該当するものであること ① 次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するもの (現況がすでに①のⅡ、Ⅲ及び②の全ての項目に当てはまっているものは、対象外) Ⅰ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事 Ⅱ 洗い場からの浴槽のまたぎ高さが30cm以上50cm以下の浴槽に取替る工事 Ⅲ タイル床から滑りにくい床材へ改修する工事 (現状タイル床のものに限る) ② 次のⅠ～Ⅳの全てに該当するもの Ⅰ 浴室出入口の段差を2cm以下にすること Ⅱ 浴室への出入り建具を引戸又は折れ戸とこと Ⅲ 改修後、浴室内に壁手すりか設置されていること (浴槽内の手すり除く) Ⅳ 身体を洗浄を容易にする水栓器具として、レバー式蛇口 (シャワー付) 同等以上の機能を有しているものを設置すること	改修後の浴室内寸法面積が、2.55㎡未満 850,000 円 / 箇所 改修後の浴室内寸法面積が、2.55㎡以上 955,000 円 / 箇所 浴室の床面積を増加させる工事 1,231,000 円 / 箇所	
	(4) 便所の改良	(1) 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	260,600 円 / m ²
		(2) 便器を座便式のものに取替る工事	359,700 円 / 箇所
(3) 座便式の便器の座高を高くする工事		298,900 円 / 箇所	
(5) 手すりの取付	(1) 長さ150cm以上の手すりを設置する工事	19,600 円 / m	
	(2) 長さ150cm未満の手すりを設置する工事	32,800 円 / 箇所	
(6) 床の段差の解消	(1) 玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消する工事	43,900 円 / 箇所	
	(2) 敷居を撤去し、段差を解消する工事	10,000 円 / 箇所	
	(3) 上記以外の段差を解消する工事	35,100 円 / m ²	
(7) 出入口の戸の改良	(1) 開戸を引戸、折戸等に取替る工事	149,700 円 / 箇所	
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取替る工事	13,800 円 / 箇所	
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	ア 戸を吊戸方式に変更する工事 イ 上記以外の戸への器具を設置する工事 134,600 円 / 箇所 26,400 円 / 箇所	
(8) 滑りにくい床への改良	便所、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	19,800 円 / m ²	
(9) 風除室の設置	既存のポーチに風除室を設置する工事 (新設する場合のみ対象)	300,000 円 / 箇所	

※詳細につきましては、お問い合わせください。